

現 行	改 正 後
<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>4 保険仲立人</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">4 - 1 登録事項</div> <p>4 - 1 - 1 登録の申請書 (略)</p> <p>4 - 1 - 2 登録申請書の記載要領等 (略)</p> <p>4 - 1 - 3 登録申請書の添付書類 規則第219条に規定する登録申請書の添付書類の内容は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 登録申請書の添付書類で必要な官公署が証明する書類は登録申請の日前3カ月以内に発行されたものとする。</p> <p>(2) 能力証明書類 <u>規則第219条第1項第1号に規定する「能力を有することを証する書面」とは、4-1-7に規定する保険仲立人試験に合格したことを証する書面の写しとする。</u></p> <p><u>上記の書面の能力証明書類としての有効期間は当該書面の発行日から1年とする。</u></p> <p><u>上記にかかわらず、登録が失効したときから、2年以内に再び登録を申請しようとするときは、上記の書面の写し及び規則別紙様式第23号の廃業等届出書の写しを添付するものとする。</u></p>	<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">4 - 1 登録事項</div> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>4 - 1 - 3 登録申請書の添付書類 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 能力証明書類 <u>規則第219条第1項第1号に規定する「能力を有することを証する書面」とは、4-1-7に定めるところにより、保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力があることを証する書面の写しとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(3) 代替書類

規則第219条第1項第2号に規定する「これらに代わる書面」及び同条同項第3号に規定する「これに代わる書面」とは次の書面をいう。なお、申請者が法人でない社団又は財団であるときは、これに準ずるものを含むものとする。

法人の場合の定款、寄附行為若しくは商業登記簿謄本（以下「定款等」という。）に代わる書面とは、商業登記簿抄本等をいうものとする。

定款等又はこれに代わる書面は、保険仲立人の業務を営むことができる旨規定されているものとする。

定款等又はこれに代わる書面は、原本と相違ない旨の記載があれば、その写しでさしつかえないものとする。ただし、原本と相違ないことの確認のため、申請者が署名・捺印を行うこととする。

個人の場合の住民票抄本に代わる書面とは、住民票記載事項証明書又は外国人登録法に基づく登録証明書等をいうものとする。

4 - 1 - 4 添付書類の記載要領等

(略)

4 - 1 - 5 登録後の取扱い

(略)

4 - 1 - 6 登録の拒否

(略)

4 - 1 - 7 保険仲立人試験

(1) 法第289条第1項第10号に規定する「保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力」は、登録申請者が法人の場合にあっては、募集に従事する全ての役員及び使用人、登録申請者が個人の場合にあっては、当該個人及び募集に従事する全ての使用人のそれぞれが、取り扱う保険種類に応じて、当面、社団法人生命保険協会又は社団法人日本損害保険協会（以下「実施機関」という。）が実施する保険仲立人試験（以下「保険仲立人試験」という。）に合格したか否かにより判定するものとする。

(略)

4 - 1 - 7 適正な保険募集体制の確立

法第289条第1項第10号に規定する「保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力」は、登録申請者が法人の場合にあっては、募集に従事する全ての役員及び使用人、登録申請者が個人の場合にあっては、当該個人及び募集に従事する全ての使用人のそれぞれが、取り扱う保険種類に応じて、保険募集に関する法令、保険契約に関する知識及び保険募集の業務遂行能力等に関する試験の合否等により、判断するものとする。

(注) 保険仲立人試験の合格者が、保険募集業務に従事することがなくなってから連続して2年を超えた後に再び保険仲立人として登録しようとする場合又は保険募集を行う役員・使用人として届け出ようとする場合は、改めて実施機関の行う保険仲立人試験に合格していなければならない。

(削 除)

(2) 金融庁長官は、実施機関より、保険仲立人試験及び必要に応じて行う研修に関する実施要領の届出若しくはその内容の変更の届出があった場合には、これを受理するものとする。ただし、当該実施要領の届出若しくはその内容の変更が、法第289条第1項第10号に規定する保険募集に係る業務遂行能力の判定を行うものとして適当でない認められるときは、その内容の変更を命ずることができるものとする。

(削 除)

4 - 1 - 8 ~ 4 - 1 - 12 (略)

4 - 1 - 8 ~ 4 - 1 - 12 (略)

4 - 1 - 13 役員又は使用人の届出書の添付書類

4 - 1 - 13 役員又は使用人の届出書の添付書類

(1) 規則別紙様式第25号に規定する役員又は使用人の届出書の届出事由が「新規」又は「追加」に該当する場合は、当該役員又は使用人に係る保険仲立人試験に合格したことを証する書面の写しを添付するものとする。

規則別紙様式第25号に規定する役員又は使用人の届出書の届出事由が「新規」又は「追加」に該当する場合は、規則第219条第1項第1号に規定する「能力を有することを証する書面」を添付するものとする。

(2) 上記(1)の書面は、届出日において当該書面の発行日から1年を経過していないものとする。

(削 除)

(3) 上記(2)にかかわらず届出事由が「廃止」として届出を行った者について、その届出日から2年以内に再び上記(1)の届出事由により届出を行おうとするときは、(1)の書面の写し及び「廃止」を事由とした届出書又は廃止の事実を証する書面の写しを添付するものとする。

(削 除)

(以下略)

現 行	改 正 後
<p>第二分冊 保険会社関係 4 保険仲立人関係</p> <div data-bbox="147 395 1122 483" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 - 4 他の募集人等との関係</p> </div> <p>4 - 4 - 4 顧客との関係 (1) (略) (2) 保険契約の締結の媒介以外の手数料等 保険仲立人は、保険契約の媒介とは別に顧客のために行ったサービスに対する報酬については、顧客がその支払いを事前に承諾している場合には、これを受け取ることができるが、この場合、保険仲立人が、当該サービスの提供前に<u>書面</u>でその報酬の明細を顧客に開示しているか。</p>	<p>第二分冊 保険会社関係 4 保険仲立人関係</p> <div data-bbox="1167 395 2141 483" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 - 4 他の募集人等との関係</p> </div> <p>4 - 4 - 4 顧客との関係 (1) (略) (2) 保険契約の締結の媒介以外の手数料等 保険仲立人は、保険契約の媒介とは別に顧客のために行ったサービスに対する報酬については、顧客がその支払いを事前に承諾している場合には、これを受け取ることができるが、この場合、保険仲立人が、当該サービスの提供前に<u>書面その他適切な方法により</u>その報酬の明細を顧客に開示しているか。</p>